

宮代町建設工事請負等指名競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託並びにその他の委託及び物品購入(以下「建設工事等」という。)の契約に係る指名競争入札(以下「入札」という。)を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第2条 入札に参加させる業者の選定については、宮代町建設工事等指名業者選定要領(平成19年宮代町訓令第7号。以下「選定要領」という。)に定めるところによる。

(指名及び入札の通知)

第3条 建設工事等を所掌する課等の長(以下「課長等」という。)は、その入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を入札参加者に通知しなければならない。

(入札執行者等)

第4条 入札執行者は、課長等とする。ただし第26条に規定する電磁的方法による入札(再度入札の場合に限る。)においては、課長等の指定した職員がその職務を代理することができる。

2 入札執行者は、入札を執行するに当たっては、建設工事等を所掌する課の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第5条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の予定価格の封書、くじ及び入札執行に必要なものを準備しなければならない。

3 入札執行者は、入札時点において参加資格がない者(選定要領第3条のいずれかに該当する者を含む。)の入札参加は、これを認めないものとする。

(入札)

第6条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったとき、入札参加者を順次入室させ、入札の開始を告げた後、当該建設工事等の名称、場所その他入札に関する注意事項を読み上げ、その確認を行うものとする。

2 前項の入札開始を告げた後の入札参加は認めないものとする。

3 入札参加者は、1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、提出させなければならない。

5 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

(代理人による入札)

第7条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状により代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第8条 入札執行者は、指名を受けた者が、入札を辞退する旨を申し出た場合、次に掲げるところにより取扱うものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接又は郵送で提出させる。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出させる。

2 前項により入札を辞退した者については、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを行わないものとする。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札執行者は、入札参加者がいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札)

第11条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせなければならない。

3 入札執行者は、開札する旨を宣言した後、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比(落札者の決定に係る調査基準価格又は最低制限価格を設けている場合は、これらの100/108の価格との対比を含む。)を行わなければならない。

5 開札の結果、落札となった場合には、落札した入札参加者名及び入札価格を発表するものとし、落札者がなく再度入札となった場合には、入札価格の最低価格のみを発表し、再度入札とする旨を宣言する。

(入札の無効)

第12条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
(落札者の決定)

第13条 入札執行者は、入札書比較価格（予定価格に100/108を乗じた価格）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格の100/108以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）を落札者とする。

- 2 入札執行者は、落札者決定後、落札者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについてこの届出書を徴収するものとする。
(落札者決定の保留)

第14条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けた場合において、当該調査基準価格の100/108の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、入札執行者は、前条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、低価格入札について次の各号の一に該当するものでないかを調査する旨を宣言し、入札執行を終了するものとする。

- (1) 当該入札価格によっては、その入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (2) 当該入札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められる入札

2 前項の場合において、入札書比較価格の範囲内の入札の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者に、まず調査順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により調査順位を決定するくじを引かせて順位を決定する。

3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 第2項及び前項の規定により順位を決定したときは、くじを引いた者にくじを引いた旨及びその結果決定した順位を当該入札書に記載させ、記名押印させるも

のとする。

5 入札執行者は、第2項の規定により調査順位を決定した場合には、その入札場所において、くじの結果を発表する。

(低価格入札の調査)

第15条 地方自治法施行令第167条の10第1項の事務取扱いについては、宮代町低入札価格調査制度事務取扱要領(平成19年宮代町訓令第9号)によるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第16条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札をした入札参加者に、まず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。

3 第14条第3項の規定は、第1項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

(再度入札)

第17条 入札執行者は、初度入札において落札者がいないときは、当該入札場所において直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格の100/108未満の入札をし失格となった者は、再度入札に参加することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、再度入札を行わないものとする。

(1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低価格入札があったとき。

(2) 再度入札に参加することができる者がいないとき。

4 再度入札は2回までとする。ただし、第26条に規定する電磁的方法による入札においては、再度入札は1回とする。

(不調時の取扱い)

第18条 入札執行者は、再度入札によっても、なお落札者がいないときは、当該入札を打ち切りとし、改めて当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができるものとする。

2 前項ただし書の規定による随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、同

項ただし書の規定による随意契約の相手方となることができない。

- 3 再度入札で低価格入札がなかった場合において、第1項ただし書の規定に基づく随意契約により契約の締結を行おうとするときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において、直ちに随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とするものとする。
- 4 再度入札で低価格入札があり、かつ、第15条の規定によっても落札者を決定できない場合において、第1項ただし書の規定に基づく随意契約により契約の締結を行おうとするときの取扱いは、次に定めるところによる。
 - (1) 入札執行の終了に当たり、低入札価格の調査においても落札者を決定できないときは、別に定める期日に随意契約の方法により契約を締結する旨を宣言する。
 - (2) 随意契約の相手方となることができる者に対し、別途見積書の提出に当たって必要な事項を記載した通知を送付する。
 - (3) 随意契約の相手方となることを希望する者から提出された見積書を審査し、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とするものとする。
- 5 前2項の場合において、同価格の見積書が提出された場合は、くじ引きによって契約の相手方を決定するものとする。この場合のくじ引きの方法等については、第16条の規定を準用するものとする。

(落札結果等の通知)

第19条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表する。

- 2 入札執行者は、第14条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合には、前項の規定にかかわらず、第15条の規定による調査を実施した後、その結果を入札参加者（落札者となった者を除く。）に通知するものとする。
- 3 入札執行者は、第13条、第15条又は第16条の規定により落札者を決定した場合は、速やかにその旨を落札者に通知するものとする。
- 4 前項の通知が落札者に到着した日から5日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その落札の決定は効力を失う。
- 5 入札執行者は、前条の規定により契約の相手方を決定した場合は、速やかにその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(契約書類の送付)

第20条 前条の通知には、契約書（案）、誓約書、宮代町建設工事請負契約約款（業務委託の場合にあつては、業務委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付するものとする。

(町議会の議決を要する契約)

第21条 町議会の議決を要する契約は、町議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した仮契約書を取りかわすものとする。

(契約の確定)

第22条 契約は、町長並びに契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(入札金額見積内訳書)

第23条 入札参加者からは、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。ただし、入札対象となる設計図書等に内訳を示すものがないときは、この限りでない。

(入札保証金及び契約保証金)

第24条 入札保証金及び契約保証金の納付及び減免については、宮代町建設工事請負一般競争入札執行要領（平成19年宮代町告示第29号）第11条及び第17条の規定を準用する。

(その他)

第25条 入札執行者は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受審しているか確認を行うものとする。ただし、該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

(電磁的方法による入札)

第26条 入札を宮代町契約規則（昭和62年宮代町規則第7号）第12条の2に基づく電磁的方法により執行する場合の手続きは、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 建設工事請負等指名競争入札執行要領（平成7年12月28日町長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示施行日前に入札の通知がなされた入札の執行については、なお従前の例による。